

選舉之其、任期ハ各箇年トシ、副會長、理事、

委員ハ一箇年トス

評議員ハ委員中、互選シ其、任期ハ各年トス  
第十二條 会長、副会長、理事、評議員、委員ハ欠員アリ

生シタル時ハ一回、副会長ヲ補欠、選舉アリ

又スモトス、以、場合、留選者ハ前次者、任期

ハ踏継承トス

第十三條 本会ハ毎年一圓、本部所在地ニ大会ハ、隔年毎

年、四回開會アリ、其時期ハ理事、評議員

委員ノ之ニ定ム

第十四條 本会ハ、本会、時事運動ニ對シ、評議員ノ各